



The Global Language of Business

各商工会様向け
【説明資料】

GS1事業者コード 更新手続きのネット申請導入に伴う 変更点と対応について

一般財団法人 流通システム開発センター
2018年4月



目次

1. GS1事業者コードとJANコード … P3
2. 更新手続きのネット申請(更新ネット申請)導入の背景 … P4
3. 更新ネット申請導入後の申請受付の流れ … P5
4. 更新ネット申請導入に伴う対応について … P6
5. 更新ネット申請の流れ … P7
6. 更新ネット申請導入に伴う変更点 <新旧対照表> … P8
7. 申請書書式の変更 … P9~P12
8. 変更点説明資料送付のスケジュール … P13
9. 今後のスケジュール … P14
10. Q&A … P15~P16

1. GS1事業者コードとJANコード

- GS1事業者コードは、バーコード(JANコード)を作成するために必要となるコード
- 当センターが事業者から登録申請を受けて貸与、3年ごとに更新
- JANコードは、国際的にはGTIN(Global Trade Item Number)と^{ジーティン}呼ばれる国際標準の商品識別コード

JANコードのコード体系

GS1事業者コード

456995111



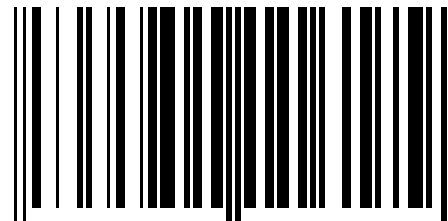
商品アイテムコード

617



チェックデジット

9



4 569951 116179

POSシステムで利用



2. 更新手続きのネット申請(更新ネット申請)導入の背景

インターネットの利用が一般化
申請者からのネット申請要望への対応

外部環境
の変化

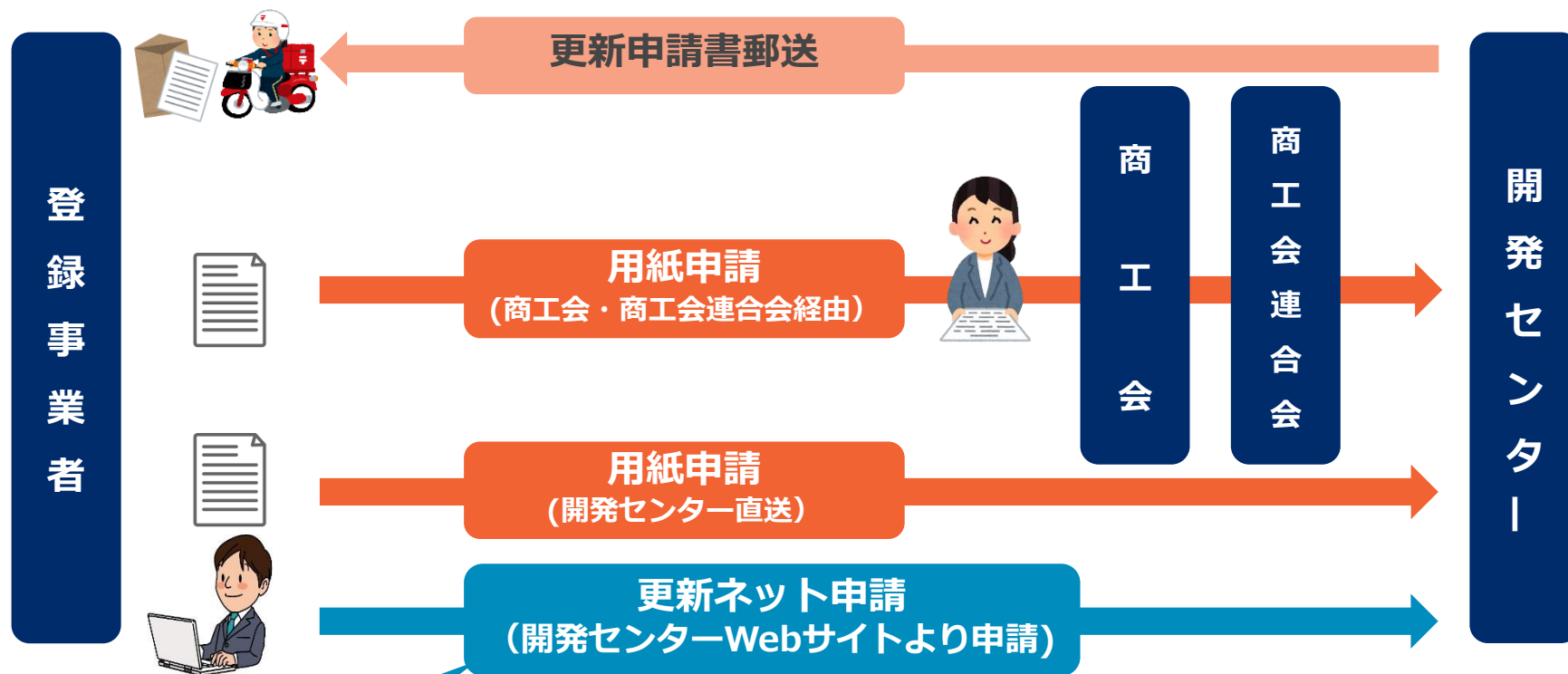
2015年10月、GS1事業者コード新規登録手続きに
従来の用紙申請に加えて、ネット申請を導入

2018年10月、インターネットを利用して登録した事業者が
3年後(2018年10月)の更新時期を迎える

2018年7月より、GS1事業者コード更新手続きにおいても
従来の用紙申請に加えて、ネット申請(更新ネット申請)を導入へ

3. 更新ネット申請導入後の申請受付の流れ

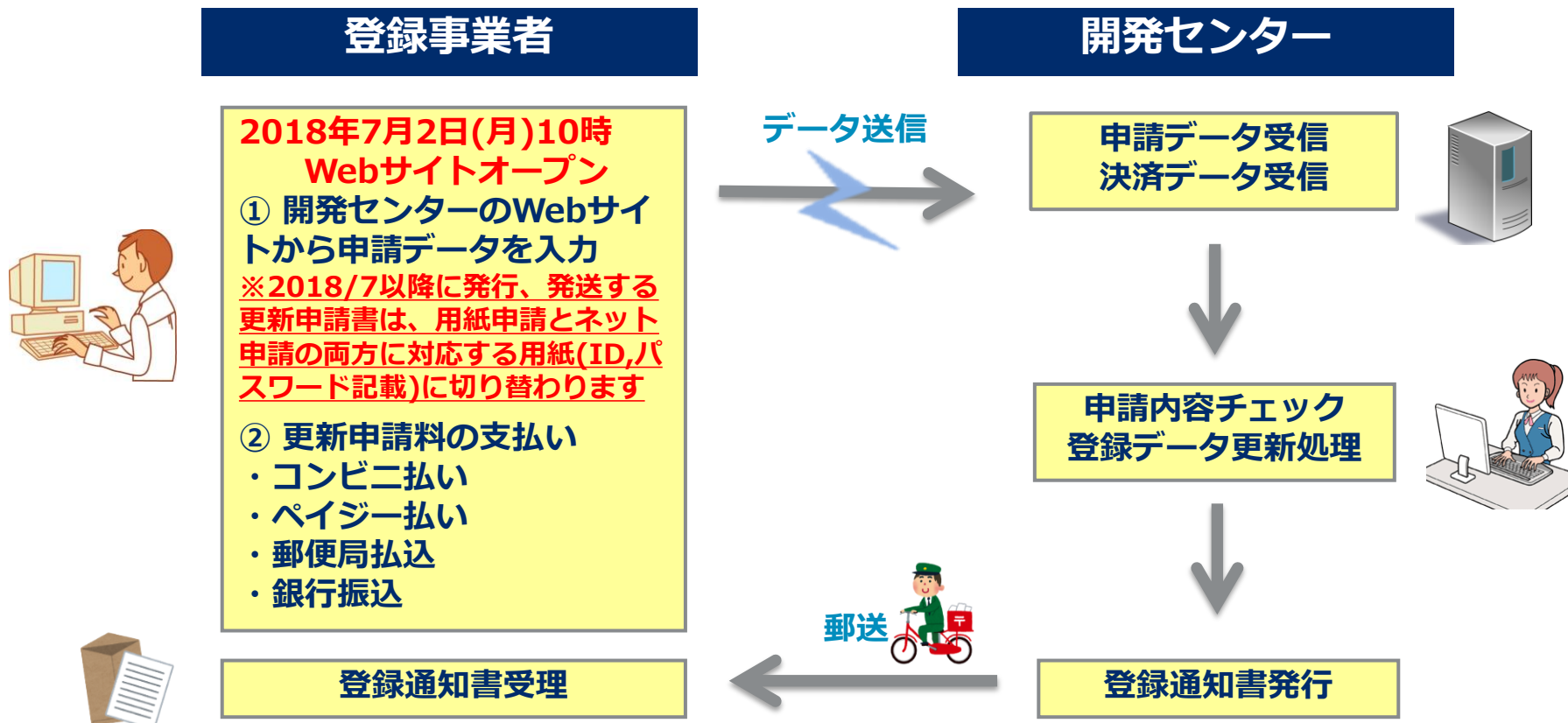
- 登録事業者は、従来の用紙申請（商工会様・商工会連合会様経由/開発センター直送）または更新ネット申請のいずれかを選択し、更新手続きを行います。



4. 更新ネット申請導入に伴う対応について

1. 更新ネット申請受付開始日：2018年7月2日(月)
2. 更新ネット申請が適用されるのは
2018年10月末日以降に有効期限を迎える事業者からです。
3. 更新ネット申請受付開始後も、各商工会様・各商工会連合会様
経由の用紙申請は、従来通り継続いたします。
4. 各商工会様、各商工会連合会様における受付時の申請書チェック
作業を簡略化し、ご担当者の業務負担の軽減化を図ります。

5. 更新ネット申請の流れ



- 更新ネット申請を行った事業者は、更新申請書の提出は不要です。
- コードの返還および社名変更、事業譲渡、分社、合併等がある事業者は、ネット申請では手続きできないため、開発センター宛に別途、申請書の提出が必要です。

6. 更新ネット申請導入に伴う変更点 ＜新旧対照表＞

変更点	新	旧（現行）	変更日
<p>(1) 申請書受付時 チェック作業の軽減</p> <p>※詳細は2018年5月に別途送付される資料「受付時のチェックポイント」をご参照ください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 必須項目記入漏れのチェック（登録申請書） ● 重点4項目のチェック <ol style="list-style-type: none"> ① 申請料算定区分（業態区分から名称変更） ② 年商 ③ ランクと申請料 ④ 申請料受領書貼付欄 	申請書全項目の内容チェック	2018年7月2日～申請書受付分
<p>(2) 申請項目の見直し・申請書書式の変更</p>	<p>1) 申請項目名称の変更</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 申請料算定区分（区分Ⅰ、区分Ⅱ） ② 取扱品目コード 	<ol style="list-style-type: none"> ① 業態区分（製造業、卸・小売業、サービス業等） ② 用途分類コード 	2018年7月2日～申請書発送分
	<p>2) 申請項目の追加</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 種別（法人/個人） ② 業態分類コード ③ 利用用途（更新申請書に追加） 	—	

7. 申請書書式の変更 ＜新 登録申請書（見本）＞

※詳細は、2018年5月に別途送付される資料「受付時のチェックポイント」をご参照ください。

新

GS1事業者コード登録申請書

記入方法は「はじめてのバーコードガイド」に記載のGS1事業者コード貸与規約・「はじめてのバーコードガイド」記載の諸条件に同意し、本申請書のとおり登録申請書を送付してください。

※印の項目は、GS1事業者コード貸与規約第8条により、「GS1登録事業者情報検索サービス (GEPIR)」の情報として、一般財団法人流通システム開発センターのウェブサイト等に公開されます。

1 登録事業者

※事業者名
※英文事業者名
※代表者氏名
※本社所在地
※本社のある所在地
※業種分類コード

項目追加

項目追加

2 コード管理担当者(コード管理の責任担当者をご記入ください。選任先および登録通知の送付先となります)

担当者氏名
部署・役職
電話番号
FAX番号
事業者名
担当者所在地

名称変更

3 登録料

申請料
登録料

4 GS1事業者コードの利用について

利用用途
主取引先
主商品
取扱品目コード
今後3年間のJANコード設定予定商品数
特殊用途

名称変更

振替払込請求書兼受領証コピー貼付欄

●貼付されていない場合は、入金の確認に日数がかかります。コードの貸与が遅れる場合があります。

●銀行振込の場合は下記口座へお振込の上、受領証のコピーを貼付してください。(手数料は貴社でご負担ください。)

みずほ銀行 幸板支店 普通 2305841
口座名 一般財団法人 流通システム開発センター
ザイ) リュウツウシステムカイハツセンター

●インターネットバンキングをご利用の場合は、振込金額・振込日の確認できるもの(取引状況の確認画面のハードコピー等)を貼付してください。

※請求書が必要な場合は、この貼付欄の余白部分を

- 「はじめてのバーコードガイド」の差し替えは行いません。
- 2018年7月以降に商工会連合会様へ送付される「はじめてのバーコードガイド」より、登録申請書が新書式に変わります。
- 2018年6月までの旧書式の登録申請書は、2018年7月以降も使用可能です。



7. 申請書書式の変更

<旧 登録申請書 (見本)>



GS1事業者コード登録申請書

記入方法は「はじめのバーコードガイド」参照
「はじめのバーコードガイド」に記載のGS1事業者コードの登録申請手順を
ガイドライン「はじめのバーコードガイド」参照してください。

A1
記入日 年 月 日

「はじめのバーコードガイド」に記載のGS1事業者(JAN企業コード)コード貸与規約・「はじめのバーコードガイド」記載の諸条件に同意し、本申請書のとおり登録申請する。

※印の項目は、GS1事業者コード(JAN企業コード)貸与規約第8条により、「GS1登録事業者情報検索サービス(GEPIR)」の情報として、一般財団法人流通システム開発センターのウェブサイト等に公開されます。

1 登録事業者

※ 事業者名	フリガナ		
※ 業 文 事業者名	表書きで規定されている英文事業者名があれば記入ください。		
※ 代表者氏名	フリガナ	法人の場合は記入不要です。	個人の場合は記入不要です。
※ 本社所在地	フリガナ	〒	フリガナ
※ 本社機能のある所在地	フリガナ	〒	フリガナ
※ 電話番号	〒	フリガナ	〒

2 コード管理担当者(コード管理の実施担当者を入れてください。連絡先および登録通知書の送付先になります)

事業者名	フリガナ	フリガナ
部署・役職	フリガナ	
担当者氏名	フリガナ	フリガナ
担当者所在地	フリガナ	フリガナ
電話番号	フリガナ	フリガナ

3 登録申請料

業種区分	10 製造業 20 卸・小売業 30 サービス業等	最近の年間決算における事業者全体の販売上を記入してください。	業種区分、年間の領み合わせにより、登録申請料が異なります。裏面に確認してください。
登録申請料	円	登録申請料	円

4 GS1事業者コードの利用について

利用用途	GS1事業者コードの利用を予定している用途に、1つ以上チェックしてください。 <input type="checkbox"/> JANコード <input type="checkbox"/> GLN <input type="checkbox"/> EPC <input type="checkbox"/> その他()	
主 要 引 先	GS1事業者コードを利用する取引先を1社または2社以上記入してください。非限定の場合は「未定」と記入してください。	
※ 主 要 品 名	GS1事業者コードの利用を予定している商品の種類を2つまで記入してください。(例:タオム、ジュース)	
※ 用途分類コード	GS1事業者コードの用途に該当する用途分類コードを記入してください。[バーコードガイドNo.38の表を参照]。[印または印4桁]	
今後3年間のJANコード指定予定商品アイテム数	<input type="checkbox"/> 1,000アイテム未満 <input type="checkbox"/> 1,000アイテム以上 ↓ あらゆるアイテム数	
特 殊 用 途	該当する場合は、○を付けてください。該当しない場合は記入不要です。 <input type="checkbox"/> 31 CVS等での公共料金等取納代行用 <input type="checkbox"/> 33 (一社)日本医薬品卸売業連合会用 <input type="checkbox"/> 36 (焼肉、部分肉等の)食肉物流用	

振替払込請求書兼受領証コピー 貼付欄
(原本は控えとしてお持ちください。)
貼付欄より大きい紙票の場合は、表面に貼付してください。

※貼付されていない場合は、入金確認に日数がかかります。コードの貸与が遅れる場合があります。
※銀行振込の場合は下記口座へお振込の上、受領証のコピーを貼付してください。(手数料は貴社でご負担ください。)
みずほ銀行 赤坂支店 普通 2305841
口座名 一般財団法人 流通システム開発センター
〒107-0052 東京都港区赤坂3-37 プラズス・カナダ3F TEL 03-5414-8511 FAX 03-5414-8503

※インターネットバンキングをご利用の場合は、振込金額・振込日の確認できるもの(取引状況の承認画面のハードコピー等)を貼付してください。
※請求書が必要な場合は、この貼付欄の余白部分に「要請求書」と記載してください。この場合も入金確認してからコードを貸与します。

<お問い合わせ先>
一般財団法人 流通システム開発センター JANコード担当
〒107-0052 東京都港区赤坂3-37 プラズス・カナダ3F TEL 03-5414-8511 FAX 03-5414-8503

商工会議所名	商工会議所名	受付日	受付番号	担当者名	日数	商工会議所名受付印

センター処理欄(ここへは記入をしないでください)

届出用紙No.	入金確認	受付年月日	ページ
J-A1-4000-24578			

GS1事業者コード

4 5	4 8
-----	-----



7. 申請書書式の変更

<旧 更新申請書 (見本)>



「GS1事業者コード(JAN企業コード)貸与規約」および「はじめてのバーコードガイド」記載の諸条件に同意し、更新申請料を納付の上、下記の通り申請します。

※この項目は、「GS1事業者コード(JAN企業コード)貸与規約」第6条により、「GS1登録事業者情報検索サービス(SERP)」の情報として、各センターのウェブサイト等に公開されます。

★赤枠内は必ずご記入ください。
その他は変更事項のみ各上部の空白欄にご記入ください。

(1) 登録事業者名

高文事業者名、異事業者で規定されている英文事業者名があればご記入ください。

変更理由
 ① 名称・業種・分社などに伴う変更がある場合は、当センターへご連絡ください。
 ② 法人形態の変更・法人化
 ③ 単なる名称変更(異名変更、C1など)

フリガナ
 代表者氏名

法人番号
 13桁
 個人の場合は記入不要です。

切りとらずにご提出ください。

同封の「更新・返還手続きのご案内」をご確認頂き、**本紙は必ずご提出ください。**

(2) 業態区分と年間

業態区分 法別業態を登録しと更新です。 ★ランク(A~F)と更新申請料 (写真をご参照の上、ご記入ください。)

10.製造業 20.卸・小売業 30.サービス業 等

★年商 (更新の次年度における更新事業者全体の申請額等)を記入してください。

億 万円

(3) 登録事業者情報

本社所在地

所在地
 〒フリガナ 郵便番号 国番号

ビル・種名
 フリガナ

電話番号
 本社
 電話
 社

主要取引先
 用途分類
 コード

主要商品名

(4) コード管理担当者連絡先

担当者氏名
 フリガナ

〒フリガナ 郵便番号 国番号

ビル・種名
 フリガナ

〒フリガナ 郵便番号 国番号

ビル・種名
 フリガナ

振替払込請求書兼受領証コピー 貼付欄

更新の場合は、更新申請料をお支払の上、
 受領証のコピーを高線内に貼付してください。

- ・ 期限内に収まらない場合は裏面に貼付してください。
- ・ 受領証原本は控としてお持ちください。
- ・ インターネット振込の場合は、振込金額・振込日の確認できるもの(取引状況の確認画面のコピー等)を裏面に貼付してください。
- ・ 銀行振込の場合は、右記の振込用紙No.を振込人氏名欄に記入し、下記口座へお振込ください。手数料は貴社でご負担ください。

振込人名称: [振込用紙No.] + [登録事業者名]

口座名: サイ)リユウツワシステムカイハツセンター

・ お支払は、速やかにこちらの更新申請書をご提出ください。

・ 請求書が必要な場合は、同封の請求書に金額を記入しご利用ください。

各地商工会議所・前工委会受付処理欄

日時
 前工委会受付処理欄

受付番号
 会社内・前工委会名

会社ID
 前工委会名

前工委会議所・前工委会法会のコードおよび支店コード

コード

[当センター処理欄]

有効期限 年 月 日

・ 振込用紙No.

・ 通知書No.

〈申請書の提出先・お問い合わせ先〉

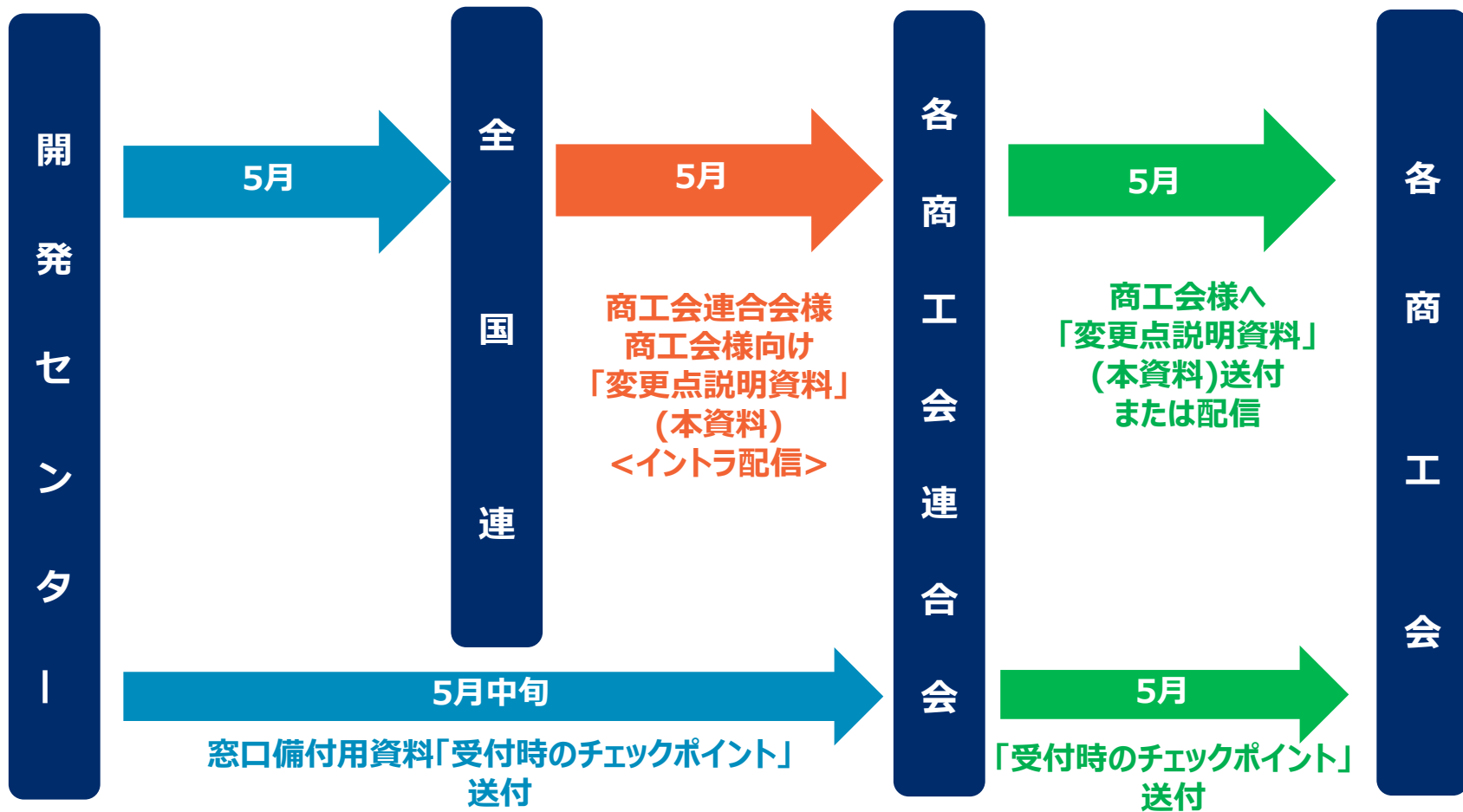
一統付団法人
 遠通システム開発センター
 JANコード担当
 〒107-0062 東京都港区赤坂
 7-3-37 プラズ・カタナ
 TEL.03-5414-8511
 FAX.03-5414-8503

入金
 経過

捺印日

8. 変更点説明資料送付のスケジュール

* スケジュールは若干前後する場合があります。



9. 今後のスケジュール

◆ 開発センターでは、2018年7月2日(月)より

- ① 「更新ネット申請Webサイト」 オープン 10:00
- ② 新書式の登録申請書付「はじめてのバーコードガイド」の発送開始
(開発センター ⇒ 商工会連合会様 ⇒ 商工会様)

※ 旧書式の登録申請書も使用可能なため、「はじめてのバーコードガイド」の差し替えは行いません。

- ③ 新書式の更新申請書の発送開始 (開発センター ⇒ 登録事業者)

※ 新書式の更新申請書は、2018年10月末以降に有効期限を迎える登録事業者へ送付を開始します。

◆ 商工会連合会様、商工会様では、2018年7月より

- ① 登録事業者から新書式の登録申請書、更新申請書の提出が始まります。
- ② 旧書式の申請書も並行して提出されますが、そのまま受付を行ってください。
旧書式の申請書を受付した場合は、変更後のチェック項目によりチェックを行ってください。

10.Q&A (Q1 -Q4)

◆ 更新ネット申請について

Q1: 事業者から更新ネット申請についてお問合せがあった場合、どのように回答すれば良いですか？

A1: 更新ネット申請に関するお問い合わせは、開発センター(以下センター)が対応いたします。センターのWebサイトをご案内いただくか、センターに直接お問い合わせいただくようご案内ください。

Q2: 将来、用紙申請は廃止されますか？

A2: ネット申請が難しい事業者のために、今後も用紙申請は継続いたします。

Q3: 事業者から更新ネット申請と用紙申請のどちらで手続きすべきか聞かれた場合、どのように回答すれば良いですか？

A3: 事業者が申請し易い方法をご案内ください。

Q4: 更新ネット申請開始のお知らせを会員にPRしたい場合はどうすればよいですか？

A4: 貴会のサイトから下記、センターのWebサイトにリンクを貼っていただくか、アドレスをご案内ください。更新ネット申請受付開始の告知は、6月15日頃にセンタートップページに掲載予定です。 <http://www.dsri.jp/>

10.Q&A (Q5 -Q7)

Q5: 事業者が更新ネット申請で手続きを終えたにもかかわらず、更新申請書を提出してきた場合、どのように対応すれば良いですか？

A5: 更新ネット申請を行う事業者には、更新申請書の提出は不要の旨を案内していますが、商工会様に更新申請書が提出されるケースがあると予想されます。この場合は「受付時のチェックポイント」に従って、更新申請書のチェックを行ってください。商工会様の更新受付件数にカウントいたします。但し、半期ごとの締日後にセンターへ更新申請書が到着した場合は、更新受付件数にカウントされませんのでご了承ください。(例：3月31日以前にネット申請が終了した事業者の更新申請書が4月1日以降にセンターに届いた場合)

◆ 変更点について

Q6: 旧書式の申請書を受付した場合は、チェック項目はどうなりますか？

**A6: 2018年7月2日以降に旧書式の申請書を受付した場合は、変更後のチェック項目によりチェックを行ってください。
なお、旧書式には無い追加項目については、チェックの必要はありません。**

Q7: 業態区分の名称が「申請料算定区分」に変わるとランクや申請料も変わるのですか？

A7: ランクや申請料は現行のまま変わりません。名称のみ変更されるだけです。

今後とも引き続き、当センターの諸事業に
ご理解とご協力のほど、よろしくお願いいたします

一般財団法人 流通システム開発センター

<http://www.dsri.jp/>

◆お問合せ先 流通システム開発センター GS1事業者コード担当
県連・商工会様専用WEB窓口

<http://www.dsri.jp/jan/kenren.htm>